

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏平会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程で役員とは、理事（職員兼務理事は除く）及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任・解任委員（職員兼務委員は除く）の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

3 理事及び評議員が、入札等の立会人として出席したときは、別表1による報酬を支払う。

### (監事の報酬)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 監事が、監事監査及び入札等の立会人として出席したときは、別表1による報酬を支払う。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

### (報酬の額の決定)

第6条 全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

2 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

### (報酬の支給方法)

第7条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
令和 2 年 4 月 1 日 改訂、施行

別表 1

役 職	報 酬
理 事	日額 5,000 円
監 事	日額 5,000 円
評議員	日額 5,000 円
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円